礼 記注疏 訳注稿 (十一)—曾子問第七(五)

末永

高

康

凡例

節 本 より孔子曰男不入節まで) 稿は阮刻十三経注疏の礼記曾子問第七(曾子問曰昏禮既納幣 に対する訳注稿である。 ただし、

音義および校勘記は省略してある。 底本は嘉慶二十年江西南昌府学開雕のいわゆる「阮刻十三経注

疏 北京大学出版社、 本」を用いたが、 二〇一四年による)等により底本を一部改め 八行本(『影印南宋越刊八行本礼記正義』

た部分がある。

三 ついては適宜分割して経、 各部分の冒頭に底本における葉数・表裏・行数を示した。 注の後ろに割り当ててある。

四 葉数を 1-2a3 (一巻二葉表三行)、4-5b6 (四巻五葉裏六行) 十三経注疏からの引用については、 「阮刻十三経注疏本」 等の の巻

で記しておいた。ただし、 巻数、 行数は省略した部分がある。

【経】(十四葉裏八行)

 \bigcirc 曾子問曰、 昏禮既納幣有吉日、 女之父母 死 則 別如之何。

[書き下し文]

○曾子問ひて曰く、

昏礼既に納幣①して吉日有るに、

女

(むすめ)

0) 父母死すれば、 則ち之を如何せん、

結納の儀。『礼記』では昏義 61-4b に一か所 ①「納幣」は『儀礼』士昏礼 4-7b に見える 納

[現代語訳]

えるのを除いては、

「納幣」

の語を用

いている。

徴 徴

吉日を定めた後に、 いたしますか。 \bigcirc 曾子が質問して言った、 新婦側の父母が亡くなった場合は、 婚礼ですでに納幣を終えて (嫁入りの) どのように

疏に

吉日、 取女之吉日。

【注】(十四葉裏九行

[書き下し文]

吉日は、 女を取 (=娶) るの吉日なり。

のこと。 \mathcal{O} 語が見

[現代語 訳

「吉日」 は 新婦を娶る吉日のこと。

【疏】(十五葉表八行

○正義日、 此 節論昏娶遭喪之事。 各隨文解之。

[書き下し文]

○正義に曰く、 此 0 節、 昏娶に喪に遭ふの事を論ず。 各おの文に

現代語訳

随ひて之を解す

じている。 ○正義に日く、この一 それぞれ文に従って解釈していく。 節は、 婚礼の過程で喪に遭っ た場合の事を論

【経】(十四葉裏九行)

孔子曰、 壻使 人 弔。 如壻之父母死、 則女之家亦使人弔

[書き下し文]

孔子曰く、 家も亦た人をして弔はしむ 壻、 人をして弔はし む。 如し壻の父母死すれば、 則ち女

.現代語訳]

孔子は言われた、 を遣わせて弔問させるのだ。 (同じタイミングで) 新郎は人を遣わせて弔問させる。 亡くなったのであれば、 新婦の家もまた人 もし新郎の 父母

【注】(十五葉表 二行

> 必使人弔者、 未成兄弟

[書き下し文]

必ず人をして弔はしむるは、 未だ兄弟と成らざればなり。

[現代語訳]

ないからである。 必ず人を遣わして弔問させるのは、 まだ兄弟 (= 夫婦) と成ってい

【疏 (注に対する)】(十五葉表九行)

○正義日、 以夫婦有兄弟之義、 故下云不得嗣爲兄弟。 或據壻於妻之

父母有緦服、 故得謂之爲兄弟也

[書き下し文]

弟と為るを得ず」と云ふ。 に得て之を兄弟と為ると謂ふなり。 ○正義に日く、 夫婦に兄弟の義有る①を以て、 或は壻、 妻の父母に於て緦服有り②、 故に下に「嗣ぎて兄

注 を引く。 昏姻嫁娶也」と言われ、 1 『春秋公羊伝』僖公二十五年 12-4a「其言來逆婦何。 母與妻之黨爲兄弟。 4b6 では 『周礼』地官・大師徒 10-20b「聯兄弟」 『儀礼』 從服也。」 この釈親の注 19a9 も「古者皆謂婚姻爲兄弟」と言い、 喪服 「宋魯之間、 (緦麻三月章) 33-9b「妻之父母。 `その疏 21a9 では『爾雅』釈親 (婚姻)4-19a …婦之黨爲婚兄弟、 名結婚姻爲兄弟」とこれを方言する。 注 21a2 にも「兄弟、 壻之黨爲姻兄弟. 傳曰、 兄弟辭也 何以

現代語訳

だ \mathcal{O} だ。 たから下 正 .対して喪に服することから)兄弟であると言い得るのであろう。 義に日 あるい 文 $\overline{\langle}$ (15a5)は壻が妻の父母に対して緦服に服するの 夫婦には でも 兄弟 「嗣ぎて兄弟と為るを得ず」 (=兄妹) 0 意が含ま れてい と言 で、 るの っている (同じ父 で、

[経 (十五葉表 行

父喪稱父、 _書き下し 母喪稱母 文

[現代語 訳

父の喪には父を称

母

の

喪には母を称す。

相 側 手 \mathcal{O} 側 母 0 \dot{O} の喪には 父 の 喪には (当方の) (当方の) 母 から 父 (からの使い) Ō (使い) と称する。 と称 Ļ

相

(十五葉表一

弔 何 辭 不 宜各以其敵者也。 淑 耳 13: 則若云宋蕩伯姫、 父使人弔之辭 聞姜氏之喪、 云 某子聞某之喪、 伯姫使某 某子使某、 如 如何不淑。 凡 如

_書き下し 文

礼は宜しく各おの其の む は 聞 むるの 凡 如 一、その形 何ぞ 辞は 淑 辞に云ふ、 「伯姫某に使ひせし (j なるのみ。 からざる」 「某子、 敵する者を以てすべきなり。 む ① と 。 某の喪を聞 如 母は 何ぞ淑からざる」 則ち宋の蕩伯 き、 某子、 父、 某 と云ふが若 を 姫、 人をして弔 使ひ 姜氏 せし \mathcal{O}

> 41-1 れを利用 隣 15b 玉 言君 に \mathcal{O} 諸 痛之甚、 たものであろう。 寡 侯 の死 君 聞 を弔問 君之喪、 使某弔」 する使者の言葉が 寡 参 同 君 照 篇の 使某、 注 15a9 如 何 不 礼 淑 淑 記 لح 善 也。 こあり、 雜記上 如 何 篇

(1)

[現代語訳]

問 わ に と言うことになるようなものだ。 L して)、 は を使いとして遣わせました。 がしが、 礼はそれぞれ の言 た。どうして(このような)御不幸に見舞われてしまわれ れてしまわれたのか を遣わせて弔問する言葉では、 (たとえば) すべて弔辞は同一である。 葉に)「伯姫が (その子女の母である) なにがしの喪を聞き、 対等の 宋の蕩伯姫が 者によって行 (わたくし) (お悔み申し上げます)」と言う。 どうして (このような) (息子のために魯公の子女を娶るに 姜氏の喪を聞 なにがしが、 「(新 わ (新郎 なにが れるべきだからであ 郎 側 しを使いとして遣わせま 新婦の 新 (わたくし) いたならば、 婦 側 父である) 0) 御不幸に見舞 不幸を問 母: なにがし (その たのか」 \mathcal{O} なに 場合 弔

(疏) (十五葉表十行

當稱此家父遣使弔 \bigcirc 父喪稱父、 母 改喪稱母、 也。 若 石彼家母 禮各宜以 死、 敵。 則 此家亦稱母 若 彼家父死、 遣 使 則 弔 此 也 家 遣 使

[書き下し文]

く敵 \bigcirc 父の喪には父を称し、 を以てすべ Ļ 若し彼 母 0 \mathcal{O} 家の 喪 に 父死 は 母 す を称する ħ ば、 則 は、 ち 此 礼 0 は 家使をして 各 お 0) 宜

若し 弔 がする はし 彼 な むるに、 \mathcal{O} 家 Ď **日**: 当に 死 す 此 れ ば、 の 家 則 oち此 父使をして弔 の家も亦 た母使をして弔はし は L むと称すべ きな ŋ

代 語 訳

相 家 が は かの父が と亡くなれ こそれぞ 側 さ 手 相 せ 'n たと 家の 手 使者 れ 母 側 し称さな、 対等 ば、 0 母 0) を造 喪には が亡くな 当方の がも 父の け わせて弔問 喪には れ のによるべ (当方 家が使者 ば れ なら ば、 0 (当 当方の家はまた母 な させたと称さなけ きだからである。 方 を遣わして弔問させるの 母 9 のだ。 (から 父 Ó (からの (使い) が使者を遣わ ればならない。 使 ŧ と称するの し相手の と称 は、 家の やせて弔 当 もし 方の 父 礼

疏 注 に 対する)】 (十五 華裏一 行

説爲文、 也 故 战稱姜氏 宋 正 佰 蕩 姫 伯 致 加 義 **堀來逆婦、** 伯 姫 . 何 日 辭 底 使某、 故 姫 ㅈ 不 本 -淑者、 也 某子謂此父姓位。 姜氏若薨① 男弔女家、 云若。 は 如 薨 今爲其子 是宋國公子蕩之妻、 如何不淑 何不善。 宋蕩伯姫、 を 女弔男 還 來、 蕩 者、 伯姫遣使來弔、 指此父姓位。 云 日 迎 家、 某之喪者、 某謂使者之名。 據此壻家之母、 則若云宋蕩伯姫、 に誤る。 魯公之女 皆 云使某 元是魯女、 使某、 而爲婦。 謂若 則 行 如 一本に従 云聞姜氏之喪。 何 按僖二十 姜氏之喪、 彼家死者之身。 某是使者之名。 | 不淑 既嫁與蕩氏 聞姜氏之喪者、 魯之夫人多 改め 是弔辭 ·五年經 據彼女家之 (為妻、 云凡弔 是 某子 淑 齊 鄭 也 女、 故 宋 假 善 使

> 是 弔

伯

書 き下 文

 \bigcirc

ざる」 故に 姜氏 2 と云ふ。 「凡そ弔辞は 致し ふに、 使 姫 は からざる」 $\tilde{\mathcal{O}}$ れ 正 元と是 魯の夫人は多く是れ斉の女、 宋 弔 使 Ü の喪を聞くと云ふが若し」と云ふは、 家の死者の 義に日く、 「若し」 とは、 て、 辞は一なり。 をして来り弔は 彼の女家の母に拠る。 せ 今、 の蕩伯姫来りて婦を逆 皆な れ魯の女、 む 如 とは、 其の子の為に来たり 「某」 と云ふ。 「某に 何ぞ なるの 身の若きを謂ふ。 「某子」 は、 に 使 ひ は使者の 善からざる」と云ふ。 某」 某子」 既に嫁して蕩氏と妻たり、 み 宋 しむれば、 せし は の蕩伯姫は、 此 と云ふは、 は は 還 む の 名を謂ふ。 是 父 伯姫某に 'n (むか) 如何ぞ淑からざる」と云ふを謂 の 則ち 故に で使者の て、 (ま) た此の父の 「某子、 姓 位を謂 男、 姜氏と称す。 魯公の女を迎へて婦 此 「姜氏の喪を聞く」 使ひ ふ」と、 按ずるに僖二十五年 名。 の壻家の 某を使ひ 鄭 女家を弔 چ (آ) 母は則ち せ 仮に説きて文を為す、 淑 故に 是れ宋国 む 母に拠り、 姓位を指 姜氏若し薨じ、 は、 せし ひ、 某 「宋の 宋の 如何ぞ淑 の 善 女、 む 喪 と云ふ。 蕩伯 |公子蕩 たらしむ 湯伯 な 経 男家を 何 姫 某

喪

を

を

淑 彼

- 也 1 П 某子」と記さ 『儀礼』 上におい とそこに紹 士 ては 相 介 れ 見 しば 者 礼 の姓 そ 7-1b しば \mathcal{O} 名が 注 0) 「某子」 1b8 面 入るとされてい 会 で 時 は \mathcal{O} \mathcal{O} \Box 語が見える。 「某子、 上では る。 今 面 会の 所 他 大 縁之姓名 紹 介者が 儀
- 秋左氏伝』 僖 公二十 五年 経 16-1a 宋蕩伯姫來逆 婦

(2)

蕩氏之母也。 稱 注 辭 婦 1 a8 也。 「無傳。 存之辭。」 (稱婦何 注 伯 姫魯女、 4a10: 蕩氏、 および同年 有 姑之辭也」 爲宋大夫蕩氏妻也。 『公羊伝』12-4a 宋世大夫。) 参 照 其言來逆婦何。 宋蕩伯姫 自爲其子 來 者 逆。 何 兄

使

に

現 代語訳

とは、 で蕩氏 るが、 十五 如 氏 は、 指して言う。 む 人としようとし し」と言うの 言うのである。 のような)よくないこと(=不幸) ○正義に曰く、 7が亡くなり、 母 は (何ぞ淑からざる」とは、 の の喪」は、 と言う。「 年 善 何ぞ É 0) . О 相手方 「姜氏」 1分の子 妻となったので、 れは宋国の公子である蕩の妻が、 『春 の意味。 淑からざる」とは、 相 は、 秋 「某を使ひせしむ」 の 「宋の蕩伯 手方の の為に 「母は則ち宋の蕩伯姫、 ている。 家の死者の身について言う。「某子、某を使ひせし (その子女を息子の為に娶ろうとしていた) と称されている。 鄭玄が 「某子」 経に (使者が哀悼の) 新婦 仮の 「宋の蕩伯姫来りて婦を逆 (魯に) 姫 は 魯の夫人は多く斉の子女であるから、 側の母に当たる。 「宋の蕩伯姫」と言ったものだ。 当方 某」 話として記したものである。 は、 やってきて、 の 「某子」はまた当方の父の姓と位 (T) は使者の名を言う。 当方の新 父の姓と位とを言う。 もし 「某」 に見舞われてしまったのか」と 言葉を伝えて、 姜氏の喪を聞くと云ふが若 (魯公の子女の母たる) は使者の名である。 もとは魯の子女で、 郎側 「伯姫某に使ひせし 魯公の子女を迎へて婦 の母に当たり、 (むか) 一どうして 思うに僖公二 某 よって「若 Š 今、 伯姫が の 淑 嫁い とあ to (そ 伯 姜

> たものだ。 側を弔問する場合も、 「某に使ひせしむ、 になるの 者 を遣 わせて弔問させたならば、 これが弔辞 「凡そ弔辞は 如何ぞ淑からざる」と弔辞を述べることを言っ が同 新婦側が ーで なるの あるということだ。 新郎側を弔問する場合 チ 「姜氏 と言う の喪を聞 Ó は < 新 ということ 郎 側 ず が 新婦 れも

経 (十五葉表三 行

父母不在、 則 稱伯 父世母

[書き下し文]

父母在 (いま) さざれば、 則ち 伯父・ 世母①を称す。

之晜弟、 父 に 父之弟妻爲叔母」 1 母 ついては、『儀礼』 「伯父・ \mathcal{O} 疏 先生爲世父、 8b7 に 世母」につい 参照。 「伯言世 喪服 後生爲叔父。 ては『爾雅』 「伯父母」 (斉衰不杖期) 欲見繼世」とある。 を : 釈親 15b 世父母」 30-8b父之兄妻爲世 (宗族) 世 と称すること 1父母、 父 叔

[現代語訳]

する。 父母が不在の 時には、 伯 父 (おじ)・ 世 母 (おば) を称 して弔

弔禮 不可廢也。 伯父母又不在、

則

稱

叔父母

注

(十五葉表三

行

[書き下し

弔 礼 は廃すべからず。 伯父母又た在さざれ ば 則 ち 叔父母を称す。

現 代語 訳

問 一であ \mathcal{O} いれば、 礼は廃してはならない 「叔父母」を称 (して弔問) からである。 する。 もし) 伯父母もまた不

疏) 十五 葉裏六行

没亡及餘不在也 子使某。 父母不在、 則稱伯母某氏 伯父某亦不在、 則稱伯 叔 父世 母 `某氏使某。 則稱叔父某子使某。 母、 此家父不在、 直云父母不在 若此家母不在、 彼家父亡、 不云没亡、 則 稱 彼家母 伯 父某 則 兼

[書き下し文]

ぬ と云ひ、「没亡す」と云はざるは、 ىل J 称 す。 し称す。 ればなり。 父在さず、 「父母在 母某氏、 若し此の家の母在さず、 伯父某も亦た在さざれば、 (いま) 彼 某を使ひ の家の父亡すれば、 さざれば、 せしむと称す。 則ち伯父・世母を称す」 彼の家の母亡すれば、 則ち没亡及び余の在さざるを兼 則ち叔父某子、 則ち伯父某子、 直だ「父母在まさざれ 某を使ひ 某を使ひせし は、 則ち伯母 此 せ ば ī 0 to 家 む

現代語訳

である。 が 「伯父の 不在 が 「父母在さざれば、 位の時に、 なにが なにがしが、 しを使者とい 伯 相 父の 手 側 なにがしもまた不在であれば、 なにがしを使者といたしました」 \mathcal{O} 則ち伯父・ 家の父が亡くなれば、 たしました」と称するのである。 世母を称す」 (甲間 とは、 「叔父の \mathcal{O} 当 辞に T 方 の と称するの おいて) なにが 家の もし当 父

> なにが ば」と言って、 たしました」 れ以外の不在とを兼ねているからである。 の 家 んが、 の母が と称するのである。(ここで) 不在の時に、 (もしくは) 「没亡す (亡くなる)」と言わない 叔母の 相 手側 なにがし 0 家の母が亡くなれば、 が、 ただ「父母在まさざれ なに の がしを使者とい 死亡とそ 伯 母

方

 \mathcal{O}

(経) (十五葉表四 行

壻已葬、 使某致命。 壻之伯父、致命女氏曰、 女氏許 諾 而 弗敢嫁 某之子有父母之喪、 禮 也 不得嗣爲兄

[書き下し文]

ځ 母 壻已に葬れば、 の喪有りて、 女氏許諾して、 壻の伯な 嗣ぎて兄弟と為るを得ず、 敢て嫁せざるは②、 父、 命を女氏に致して曰く、 礼なり。 某をして命を致さし 「某①の 子、 む 父

と考えてよいであろう。 (1)陳澔『礼記集説』 は 「伯父之名」とするが、 父の 名が入る

② 孫 澔が 示不 希 旦 -敢以女嫁于他 『礼記集解』 人 は 示 と解するのに従って · 敢 遽嫁女與之」 と解する が 陳

現 代語訳

ました」 とができません、 11 付けを伝えて、 新郎がすでに の で、 と言う。 (父母を) (父母を) 「なにがしの子は、 と 新婦側はこれを聞き入れるが、 嗣いで (使者である) 葬 ってから、 (次代を担う) 父母へ なにがしに言 新 郎 兄弟 0 の伯 喪に服 父が、 (= 夫婦) (他家に) べさな 付けを伝えさせ 新 婦 となるこ といけな 側 に言

こたりしないのが、 礼である

【注】(十五葉表六行

必致命者、 不敢以累年之喪、 使 人失嘉會之時

[書き下し文]

ざらしむるなり。 必ず命を致すは、 敢 て累年の喪を以て、 人をして嘉会①の時を失は

1 「嘉会」 語は 『易』 乾・文言 1-10a に見える

現

5代語訳]

る。 必ず によき出 (相手側に) 会い の時を失わせてしまうことが無いようにするためであ 言い付けを伝えるの は、 累年の喪によって、 相 手

兄

[疏] (十五葉裏八行

緦麻之服、 廢人昏嫁也。 ○必待已葬者、 故謂之兄弟。 不得嗣爲兄弟者、 葬後、 哀情稍殺、 夫婦有兄弟之義、 始兼他事。 不待踰年者、 或據壻爲妻父母有 不可 曠 年

書き下し文

弟と謂ふ。 らざればなり。 他事を兼ぬ。 義有り、 〇必ず已に葬るを待つは、 或 は 壻 年を踰ゆるを待たざるは、 嗣ぎて兄弟と為るを得ず」 妻 $\widehat{\mathcal{O}}$ 父母の為に緦麻の服有るに拠る、 葬りて後、 哀情稍や殺 曠年①人の昏嫁を廃すべか とは②、 (そ) 夫婦に兄弟 ぎ、 故に之を兄 始 かて \mathcal{O}

などに見える。 曠 年」の 語は :『春秋公羊伝』閔公二年 9-18a、 文公九年 13-16a

1

②以下は 同じ 議 論が上文 15a9 5 10 に見える。

[現代語訳

 \bigcirc

みの情がやや和らぎ、 服するので、(ここでは) らないからだ。「嗣ぎて兄弟と為るを得ず」とは、 るのを待たないのは、長期にわたって相手の婚姻をさまたげてはな できるようになるからだ。年を越え(て小祥すなわち期の喪を終え) 妹 必ずすでに葬るのを待 の意が含まれている、 初めて つの 夫婦のことを兄弟と言うのだ。 あるいは壻が妻の父母に対して緦麻に は、 (喪葬以外の) 葬 って後に、 他事を兼ね行うことが (親を失った) 夫婦には兄弟 哀し

経 (十五葉表六行

壻免喪、 女之父母、 使人請、 壻 弗取而后嫁之、

也

[書き下し文]

壻喪を免かれ、 て而る后に之を嫁するは①、 女の父母、 人をして請 礼なり。 は L む 壻 取 (めと) らずし

族」 而 とは下文の \mathcal{O} 向 ①孫希旦は新郎が親迎しなくとも、 後別娶」 かって嫁入りすると解して、 「若不親る と解するのに従っておく。 (16a2)迎 「女之父母死、 の礼をこの場合に当てるが、 と解していることから知られる。 壻亦如之」に対して「女家不許壻 『儀礼』士昏礼 疏もこの方向で解しているこ 新婦が自ら 陳澔が (記) 新郎 のもとに 6-13b ∽ 「嫁于他

[現代語 訳

新郎 た場合に、 た婚礼の遂行を新郎 の喪が除か その後に れて、 派側に) (他家に) 新婦の父母が、 求めて、 嫁がせるのが、 (それでも)新郎が娶らなか 使者を遣わせて 礼である。 (中断してい

【注】(十五葉表八行

請成昏

[書き下し文]

請は、 昏を成さんことを請ふなり。

現代語訳

請 は、 婚礼を遂行することを請うの つであ

疏 (十五葉裏十行

請者、)胥免喪、 以壻家既葬、 女之父母使人請、 致命於己。 **壻免喪之後**、 壻既免喪、 則 所以須請也 應迎 婦 必須女之父母

[書き下し文]

るるの後、 は、 「壻喪を免かれ、 (おも) 則ち応に婦を迎ふべし。 へらく壻家既に葬り、 女の父母、 人をして請はしむ」 必ず女の父母の請ふを須 命を己に致す。 は、 壻喪を免か 壻既に喪を (ま)

免かるるも、 請ふを須つ所以なり。

以

[現代語訳

は で

喪が除かれて後に、 「壻喪を免かれ、 女の父母、 新婦を(自ら)迎えにいくべきであるのだが、 人をして請はしむ」について、 新郎

> 0 礼 いとの)言い付けを新婦側に伝えてしまっているからである。(婚 思うに新郎側が (ここで) の執行をさまたげてい 求めを待つというわけなのだ。 必ず新 (親を) 婦の父母から た)新郎の すでに葬った時に、 (婚礼の執行を) 喪が除 かれても、 (もはや婚礼を行えな 請うのを待 (新婦側から つの は、

【経】(十五葉表八行

女之父母死、 壻亦如之[°]

[書き下し文]

女の父母死すれ ば、 壻も亦た之の如くす。

[現代語訳]

る。

新婦の父母が亡くなった場合には、 新 郎もまたこれと同じようにす

【注】(十五葉表八行

女免喪、 壻之父母、 亦使 人請。 其已葬時亦致命

[書き下し文]

る時も亦た命を致す。 女喪を免かるれば、 壻 \mathcal{O} 父母、 亦 た人をして請はし む。 其 \mathcal{O} に己に葬

[現代語訳]

を 新 行えないとの) 婦 を請うのである。 の 喪が除か れ 言い付けを れば、 (新婦側も) 新郎の (新郎側に) 父母も、 すでに葬った時にはまた 使者を遣わせて 伝えるのである。 礼の 遂

ま

陽 男氏曰、 女之父母死 致命於己故 而 不敢娶。 某之子有父母之喪、 女免喪、 壻之父母使人請昏、 也 壻亦如之、 壻之父母使人請。 女之父母死、 不得嗣爲兄弟、 而女家得有不許者、 女家不許壻、 已葬之後、 使某致命。 女之伯父、 而 亦以彼初葬訖、 後別 男氏許諾、 娶 致 禮 命於 也

_書き下し 文

なり。 るを得るは 陰和 政有り、 む。 許諾して、 女の父母 葬るの後、 です

①、 女家、 嗣ぎて兄弟と為るを得ず、 死すれば、 女の伯 壻 敢て娶らず。 亦 壻に許さずして、 の父母、 た彼初め葬むること訖り、 父、 壻も亦た之の如くす」 人をして昏を請はしめて、 命を男氏に致して曰く、 女喪を免かれ、 而る後に別に娶るは、 某をして命を致さしむ」と。 壻の父母、 命を己に は、 女の父母死 「某の子、 致 女家許さざる有 すが故を以 礼なり。 人をして請 父母 唱 は 男 \mathcal{O} 已

> あ 礼

成 1 下 $\overline{}$ 故 白 陽倡 故傳 虎 通 E 而 陰和、 嫁 ※娶篇 「陽倡陰和、 男 行 「禮男 而 女 了娶女嫁 男行女隨 隨 参 何。 照 陰 お 卑 よび 不 得 **『易** 自 緯 專 乾 鑿 就 度 陽 而

現 代語 訳

くなっ 伝えて、 「女の父母死す 「なにがしの子は、 、でに葬った後に、 れ ば 壻 も亦た之の 父母 新 へ の 婦の 如 喪に服さないとい 伯父が、 くす」 言い は、 付けを新郎 新 け 婦 ない \mathcal{O} 父母 ので、 側に が 亡

> と言 有り得るのは、 請うても、 ら娶るというのが、 · 婚 (父母 はせず、 る。 が、 せ を行えない λ, 礼 (陽である) 新郎 を . の 遂 لح 新 新 婦の 嗣 (陰である) 行) 郎側はこれを聞き入れるものの、 (からの求め) (使者である) . と の) (この場合も) 喪が除かれた後に、 を請うということだ。 で 新郎の (次代を担う) 言い付けをあらかじめ当方に伝えているからで 礼となる。「陽が唱え陰が和す」 新婦側が 父母が、 なにがしに言い を許さなかった後に、 また相手側が埋葬を終えた際に、 使者を遣わせて婚礼 兄 (それ 新 弟 (この場合にお 郎の父母が、 (=夫婦) を 付けを伝えさせ 許さないということが (他家から) となることができ (新 使者を遣 ŧ 郎 いては) (の遂行) のであるの が 娶っ ました」 他家, わせて 新婦 たり

に、

側

は

[経] (十六葉表三

服、 \bigcirc 曾子問日、 布深衣縞總以 親迎、 海喪 女在 塗 而 : 壻之父母死、 如之何。 孔 子 日

[書き下し文]

喪に趨 を如何せ \bigcirc 曾子問ひて曰く、 る ん <u>ک</u> 。 孔子曰く、 親迎 Ļ 女、 女塗に在 服 派を改め、 りて、 壻の 布 \mathcal{O} 父母死 深 衣、 す れ \mathcal{O} 総 ば、 以て 之

現 代 語 訳

新 \bigcirc 婦 曾 が 子 が質問 (新郎 Ö, して言っ 家に向 かう た、 (新郎が) 途上で、 親 新 6 郎 の父母が亡くなった場合 (新婦 を 迎えに行き、

付ける。 て、 は、 どういたしますか。 布 製 の 深 衣を着 て、 孔子は 白 絹 の 言われた、 布で髪を束ねて 新 婦はは嫁 (舅 (姑の) 入りの 喪 服 派を改 駆 Ø

【注】(十六葉表五行)

が

屈

布深衣縞總 婦 始 喪、 未成服之服

[書き下し

文

布の 布 現代語訳 の深衣、 深衣と縞の総は、 縞 の総は、 婦 婦 人始 人が喪に めて喪し、 服 す 最 未だ服を成さざるの 初の 段階 で、 まだ (完全な い服なり

(十六葉表六行

(服を着ける以

前の

服である

衣即緣衣也 正 妻緣衣、 義日、 女改服者、謂 大夫妻展衣、 女在塗聞舅姑 卿妻則鞠衣 喪、 故士昏禮云、 即改嫁時之衣服 女次、 純 嫁 服 純

_書き下し文

〇正 純 の 妻は展 一義に曰く、 即 いち嫁時 純衣は即ち 衣、 0) 卿の 「女服を改む」とは、 衣服を改むるを謂ふ。 妻 は則ち鞠衣①、 縁衣なり② 故に士昏礼に云ふ、 女塗に在りて舅姑の 嫁服とは、 士の 妻は褖衣、 「女は 喪を聞 次 大 カュ

皆

では 「王后之六服」 『衣」「展衣」「褖衣」の三服は、 ーとして 禕 衣 揄 『周礼』天官 狄 闕 狄 鞠衣 内司 展 服 衣

.服」「士之服」

に三分されているのを

「公之臣」に当てたこ

春官 衆説 緣衣、 緣衣、 之、 夫人及其卿大夫士之妻命服也。… ては、 この三服が 衣」 と説明される(男子の 色如鞠塵、 内司服注では、「鞠衣」は「黄衣」(鄭衆説 7b3)、「黄桑服也 た「稅衣」とも記される(『礼記』雑記上 41-12a、喪大記 44-3b)。 士喪礼 れ 者、 に「緯當爲鞠、字之誤也」(9b1)と注して「鞠衣」と 分するの 「下大夫以檀衣」注 40-13b3「檀、 分爲三等、 同 狄 注 「襢衣」「褖衣」と同一であるとする(また『礼記』 士次之。 實作緣衣也」(7b6/9)と注して「展衣」「緣衣」 7b2)、「橡衣」は「男子之椽衣黑、則是亦黑也」(鄭玄説 玉藻注 典命 素沙」 素沙」 であるとし、 再命褘衣、 の玉藻注で鄭玄が 35-12b3「黑衣裳赤緣、 「緣衣」注 は 象桑葉始生」 21-4a) ´ 「卿」「大夫」「士」 と、 其妻以· と見え 侯伯子男之臣、 9a10「君、 周 礼 また 一命檀衣、 35-12b4 春官 而 内司服に 次受此服也。 (8-10b)「褖衣」については、『儀礼』士喪礼「褖 「外内命婦之服」 妻鞠 (鄭玄説 7b5)、 女君也。 「公之臣」と 「古文祿爲緣」 衣、 己 卿爲上、 士祿衣」と見える。 「展衣…、 服 謂之褖。 の 礼記 則鞠衣檀衣緣衣者、 21-13a 9b2「子男之卿再命」(『周礼』 周禮作展」、 妻のものであることについ 公之臣、 屈、 玉藻 大夫次之、 周 緣之言緣也」参照)。 「展衣」は として で 侯伯子男之臣」を区 参照)。 字當爲襢。 禮作闕。 孤爲上、 「孤之服」「卿大夫 30-9aおよび 鞠衣、 「褖衣」 では 士 鄭玄は玉 「白衣」(鄭 一次之」 卿大夫次 諸侯之臣 此子男之 がそれぞ 『儀礼』 雑記上 此 展衣、 はま 君命

弁服 之衣」 服 其 ②『儀礼』士昏礼 5-1a「女次 \neg (士昏 次、 大記 用 君 礼 衣、 大 ¹祭之服。 夫 絲 記 耳」 首 と言われる。 纁 日、 礼 也 象 **赊裳、** 飾 喪大記の注 陰 5-2b) ′ 也、 「復衣不以 医氣上 則 しある。 純 服 今時 髪 衣 展 任 1a7 則 也。 衣。 此 純 緇 (神)、 純 44-5a2 亦玄矣。 也。 帶、 凡婦人不常 其 衣 衣 夫士 明非常。」この注 韎 絲衣 でも は 1a4 韐 純衣纁袡、 也 『儀礼』 袡 - 純衣、 也。 と初 亦緣 一神、 施 則 心神之衣、 服 餘衣皆用 也、 出 では 絲 緣 嫁時 立于 Ļ 神之言! 衣。 衣 士冠礼 その Ŀ. \mathcal{O} 房 布、 「女從者畢袗玄」 服 末尾に引 盛 لح 中 昏 1任也、 解 南 注 2-1a 唯 禮 Ĺ 而 重 1a5 屋與 非 爲 7 に か 此 に 事 以 V 注 れる (纁緣 爵 鬼 服。 此 一爵 弁 神

現. 代 語 訳

途上 は えることを ま は TF. 次 一義に 尼 V) 展 は か あ 衣 ó 4 いかざり) 褖 言 て 卿 衣 ったもの 舅 \mathcal{O} 女女 妻は 姑 な の 服 をし、 喪を聞い のだ。 鞠衣 を だ。 改 で Ĺ 純 嫁 あ た場合、 入りの 衣を着る」 る。 لح は、 よって 衣裳は、 ただち 新 とあるが、 婦 (『儀礼』) が に嫁 士の妻は (新 ~入りの 郎 この \mathcal{O} 士昏 家 褖 衣、 衣裳を着 純 礼 向 大夫の 衣 カコ Ž 女 が

疏 注 対 十六 葉 表 七

總 正 髮 \exists 佨 深 長 衣 八寸。 謂衣裳 女在 相 塗 連 以 前 後深邃、 其 崩 喪 即 故 改 \exists 嫁 深 服 衣 故 縞 굸 未成 絹 服 也

> 纚 也 至將斂 士 喪禮 注 時 則 始 婦 死 亦 婦 去笄 將 纚 斬 而 衰 者 髽 皆 去 不 笄 而 굸 縞 繼。 總、 齊衰 文或 者、 也

とに

ょ

ŋ

内

司

服注

8 - 10b3

でも

其

(夫孤

也

則

服

鞠

衣。

其

夫

而 服

書 き下し文]

を成 に深 ○正 骨笄して纚す」 女塗に在 た笄纚を去りて髽す⑦。 将に斬衰せんとする者、 さざるの服なり」と云ふ。 衣と日ふ①。 義に曰く、 此 引 深 餘 裳 1 して 深衣衣裳相 衣 而 服 「礼記」 り、 純之以采者」 則 と言う。 「案深 上 其の 衣下 深衣は、 ۲, 深衣題 喪を聞 縞 一裳不相 衣目 連、 は また 将に斂せんとするの時に至れば⑥、 とあ 下疏 被體深邃、 録 白 くを以 衣裳相 云、 爾爾 I絹な 連、 皆な縞総を云はざるは、 笄を去りて

纏す。

将に

斉衰せんとする者 が、 、 58-5b2 稱 雅 此 n 保深衣者、 て、 士喪礼注⑤に、 S その 深衣 2 連 釈器疏 故 引く『鄭目録』 なり、 即ち嫁服を改 謂之深衣 総 衣裳相 疏 は、 で 以餘服則上 5-13a6 ŧ 前 束 連、 後深邃 **小髪なり** 所以 と言う。 「始めて死 ŧ 被體深 文或は な 此 3 衣下 に なるを 『鄭 目 故に 稱深衣者、 「深衣、 邃 則ち婦人も 長八寸 裳 略す 録 不 謂 「未だ服 故謂之 相 ş な を節 連 婦人 ŋ°. 以 故

亦

 \mathcal{O}

3 2 礼 記 尚 書 束髮」 内則注 禹 は 貢 27-2a2 『儀礼』 喪服注 29-4b8、『礼 厥篚玄 に も見える。 纖 縞 伝 6-11b4 記』檀 縞 弓上注 白 繒 6-21a4 照

一母從 \mathcal{O} 姑 礼 部 為に 記 分の 從 爾、 檀 は 鄭 写 上 注 斉 爾 衰に 一世扈 21a4 6-20b 服し 扈 でも 爾 「南宮縚之妻之姑之喪、 蓋榛以為笄長尺 儀礼』 齊衰之總八寸」 喪服• 斉衰不杖期 と言わ 而 總 夫子誨之 れ <u></u> る。 髽 な \exists

爾 4

とあ 見 えてお 衰の場 一合は ŋ その注 總六寸」 6b1 であることが に 「長六寸、 『儀 謂出紒後所垂 礼 喪服伝 一爲飾 29-6a N 也

骨笄而纚。 に対する注 (5))小斂後 の 今言髽者、 変服を説く 13b7 始 死 亦去笄纚而紒也。」 『儀 婦 人將斬衰者、 礼 士: 喪礼 去笄 36-13b 숢 婦婦 繼。 人髽 將齊衰者 手 室

が、 死。 と小斂に際して 以 わ が (6) わ て士喪礼に従っており、 V 至 は を堂に運び出す前の時であるが、『礼記』 て訳しておく。 れる大斂を指すとも思えない に矛盾する見解を示 上加素弁、 る。 れており、 將 禮、 「髽」して「笄纚を去る」 『儀礼』 小小斂 そこでの疏 こ の 小人斂、 親始死、 士喪礼 36-13ab 喪服小記疏は 去 士 舉者出戸。 1 笄継、 小斂に際 加素委貌 「括髪 3a6 子布深衣去冠、 著素冠、 は がして している。 $\widehat{\parallel}$ 「笄纚を去る」タイミングについて互 「將小斂之時、 礼記 出戸袒、 によれば、 至小斂訖、 髻髮)」 「笄縰 視斂。 のは、 . ので、 而猶有笄継、 檀弓上 ここでの 且投其冠括髮」をふまえる するとする崔氏 $\widehat{\parallel}$ 斂訖、 室での 主人が 乃投去其冠、 カュ 纚) 已括髮。 喪服小記疏 りに小斂を指 8-2b 投冠而括 を去る」とされ 小斂を終え、 斂」 「髻髮」 徒跣、 叔 括 が の 髮 孫武叔之母 而見括髮」 ·翌 日 衱上衽。 説 後、 32-1b1 で Ļ 髮」と言 を退 す に行行 大夫 ŧ 遺 婦 $\bar{\mathcal{O}}$ け 7 体

す

注⑤で引く士喪礼の直前に見える「主人髻髮袒 ⑦ここで 將 「婦人も亦た」 斬 衰 者 雞 斯 將 と言っていることについ 齊衰者 1素冠。 今至小斂 への注 ては 變、 又將 36-13a7 上 初

> <u>う</u>。 弓上注 6-19b9、 \mathcal{O} 問 喪 服 喪 「雞斯」に対して鄭注 也 髽」 56-14a「親 髻髮者、 に ついては上の注⑤参照 奔喪注 始 去笄纚 死、 56-5b6 にも見える)。 雞 而 14a5 斯、 紒 徒 は 参 跣 照 當 (この注 扱 爲笄纚、 (同様 上 衽 \mathcal{O} 0 注 にもとづ 聲之誤也」と言 冒 は 頭 は 礼記 礼 記

代語訳

が

 \bigcirc

を聞 0 0 は、 V を省略したものであろう。 よびその注の) とを取り去って Ļ を着ける以前の服である」 「(親が)亡くなった当初、 Ś 互いに連なっ 正義に日く、「深衣」(の 斉 それゆえに 笄 き、 長さは八寸。 髪を束ねるもののことで、 と言う。 衰の喪に服す者は、 (かんざし)を取り去るが纚 ただちに嫁入りの これから て、 V 「深衣」と呼ぶのだ。 (髪をあらわにし 新婦は ずれも 前後に 小斂を行う時に至って、 (新郎の家への) 縞 骨製の笄に付け替えて纚は付け と言うのだ。 服を改めたので、「まだ(完全な) 「深」) (ゆったりと) 総 婦人で斬衰の喪に服す (束ねた髪の後ろに垂れ下がる部分 に て は、 ついて言わない (髪包みの布) 縞 結い上げるのだ。 衣 (『儀礼』) 途上にあって、 (うわぎ)と裳 は、 奥深くなっているのを言 白い 婦 士喪礼 は付け 絹のこと。 0 人もま 者は、 は (士喪礼お (もすそ) 舅 或 たままに たままに (かざり 注 が対の 、は文

経 (十六葉表九行

在 塗 而 女之父母死 則 女反

女

|書き下 -し文]

女塗に在りて、 女の 父母死す んば、 れば、 則ち女反る、

.現代語訳]

が婦が 新 婦は (新郎 実家に戻 の家に向かう) (って親の喪に服す) 途上で、 新婦の るのだ。 父母が亡くなったな

【注】(十六葉表十行

奔喪服期

[書き下し文]

喪に奔りて期に服す。

現 代語訳

喪に に駆け付い けて一 年の 喪に服する。

疏 (注に 対する)】(十六葉裏)

髽衰三 〇正 母亦三年。 反而 義日、 年。 奔喪。 今既在塗 今既在塗 經 <u>心</u>云女反、 非 故知奔喪。 故爲父母同皆期也。 復在室、 喪服期、 故知服期。 於時女亦改服 云女子子在室、 但在室之女 父卒、 布深衣縞 爲父箭笄 爲

[書き下し文]

なるを知る②。 \bigcirc 正義に曰く、 期なるは、 二年す①。 굸 今既に塗に在り、 経に 但だ室に在るの女、 (おも) 「女反る」と云ふ、 へらく女子子室に在れば、 復た室に在るには 父卒すれば、 故に 喪に奔るを知る。 非ず、 母の為に亦た三年 父の為に箭笄髽 故に服の期 服

> 3 女亦た服を改め、 今既に塗に在り、 布 の深衣、 故に父母の為に同じく皆な期 縞の総つけ、 反りて喪に奔る。 がなり。 時に於

す

: 髽衰三年」 『儀礼』 喪服 参照 斬 衰三 年) 29-4b「女子子在室爲父、 布 總 箭

2 儀礼』 喪服 (斉衰不杖期) 30-15a 「女子子適人者、 爲其

父

·るわけである。 参 照。 新郎 の家に向かう新婦もすでに実家を出たもの

【儀礼』 喪服 (斉衰三年) 30-2a「父卒則爲母」

照

現代語訳

3

○正義に日く、

経文に

実家に居る娘だけが、 は、 家に戻って 嫁入りの服を改めて、 父母の為にみな同じ一 服すことができる。いま既に(新郎の家に向かう)途上にあるので、 の喪であるとわかるのだ。(母 実家にいるわけではない。 ること三年。いま既に \mathcal{O} 喪に駆け付けると分かるのだ。その喪に服する期間が一年であるの 竹のかんざし)を付けて髪包みを付けずに髪を結って喪服を着け 思うに女子の子が (父母の) 喪に駆け付けるのだ。 布製の 年の喪に服するのだ。 父の没後であれば、 (婚前) (新郎の家に向かう) 「女反る」 だから 深衣を着て、 実家に居る場合は、父の為に箭笄(し への喪は通常、 と言っているから、 (すでに嫁いだ者と同じく) 一年 母の為にまた三年の喪に 白 この 途上にあって、 絹の 年であって、 布で髪を束ねて実 時にも新婦はまた (実父母 もはや 婚 前

経 (十六葉表十行

加 **州 壻 親 迎 、** 女未至、 而 有齊衰大功之喪、 則 如之何

[書き下し文]

を如何せん、と。 如 ï 「壻親迎して、 女 、未だ至らずして、 斉衰大功 の喪 有 れば、 則 ち之

[現代語 訳

婦がまだ (曾子は質問した、) (新郎の家に) どのようにいたしますか Ŭ 到着しないうちに、 新 郎 が親ら (新 婦 を) 斉衰・大功の喪があ 迎えるに際し、 新 6

【経】(十六葉裏三行

た場合は

孔子曰、 男不入、 改服於外次。 女入、 改服於内 次。 然後即 位 둚 哭。

[書き下し文]

孔子曰く、 次に改む。 男は入らずして、 然る後に位に即きて哭す、 服を外次に改 ŧ 女は 入りて、 服 を内

現 **光代語訳**

孔子は言われた、 (テント) で改める。 新郎は 新婦は(大門内に) (大門内に) 入らずに、 入って、 服 服を大門の を大門の外の次 内 の

(十六葉裏五 行

次で改める。

その後に位について哭するのだ。

不聞喪即改服者 昏禮重於齊衰以下。

【書き下し文】

喪を聞きて即ち服を改めざるは、昏礼は斉衰以下より重ければなり。

[現代語訳]

より のことを聞いてすぐに服を改め 重いからである。 ない 0) は、 婚礼は斉衰以下 の喪礼

疏 (十六葉裏九 行

免、 禮、 男女變服 0 天 女不反歸、 期異也。 家爲位哭也。 男女俱改服畢、 於門外之次。 正義日、 待昏禮畢、 其改吉服、 不見喪不改服者、 此文據壻家齊衰大功之喪、 女既在塗①未至、 其改服即位、 就位哭。男、 然曾子唯問齊衰大功、 女、 著布深衣素冠、 然後就喪位而哭、 乃哭耳。 謂婦也。 崔氏云、 謂壻也。不入大門、 故雜記云、 與男家親同也。 入大門、 聞壻家有齊衰大功之喪、 聞 奔喪不見喪不改服、 謂於壻家爲位也。 喪即改之。 若女家齊衰大功之喪、 小功可以冠子取婦。 改其嫁服、 不問小功者、 此不見喪而 改其親迎之服 亦深衣於門內之次。 以小功輕、 謂不改素冠而著 改 皇氏以爲、 服、 則 明與大功及 皇氏云、 奔喪禮注 不廢昏 服深衣 昏

①底本は 「在塗」 の二字無し。 意を以て補う。

書 き下し文]

改 深衣を門外の 位 て哭す。 の喪有るを聞 \bigcirc に就 正義に曰く、 亦 きて哭す、 男は、 た門内の 次に服す。 カュ 壻を謂ふ。 ば、 女既に塗に在り、 壻家に於て位を為すを謂ふなり。 次に深衣す。 則ち其の昏礼を廃し、 女は、 大門に入らずして、 男女倶に服を改め畢り、 婦を謂ふ。 未だ至らずして、 男女服を変じ、 大門に入り、 其 への親迎 壻家に斉衰大功 皇氏以為らく の服を改め、 然る後に喪 其 位に就き の嫁服を

改 同 皇 此 布 ば るを待ち 民家に 氏云ふ、 婦 \mathcal{O} 8 服 \mathcal{O} 文 深 ず 小 を 改 取 は 就 功 衣 壻 続きて位⁵ を問 á 家の斉衰 此れ Ø 素 素冠を改めて免を ず」と云ふは② 「女反帰せ ع 乃ち 冠を著くるは、 はざるは、 を為して哭す、 喪 るべし」 を見ずして 哭する 大功の ず、 小 の 喪に拠る、 其 ك (<u>ا</u>) 功 み。 の服を改め位に即くこと、 喪を聞かば即ち之を改む」 著けざる③を謂 軽 崔 服を改む、 きを کی 氏云ふ、 故に雑記に云ふ、 明け 然ら 女家の 以 し大功及び期と異 て、 ば 「奔喪の 奔喪礼注に、 曾子唯 が斉衰 昏 礼を Š 大功 喪を見ざれ 其の吉服を改 廃 だ斉衰大功 小小 せ 0 功以, ず、 喪 喪 男家の へなること。 \mathcal{O} を見ざれ が若きは、 て子に冠 ば 礼 を 服 親と 問 Ø . の を 畢 71

雑 婦 而 卒 父 (1) れ ることを言うものではな を娶ることができると言うだけ 記 哭 小 可 _ 以 功 で 礼 而 は 冠子。 可 之末、 記 可 以冠 以 小 冠子嫁子。 雑 取 功之末」 小功卒哭、 可 記 妻。」 下 以 冠子、 42-18a 注 (注によれ 小功卒哭、 18a7 而 可以 「大功之末、 · 可 、 以 /嫁子、 「此皆謂 取 ば 妻。 で、 而 可以 末 可 可 必偕祭乃行。」 可以 そ 以 用吉 れ 取 取 は 冠子、 婦。 婦。 以 1禮之時。 「卒哭」 前にそ 己大功卒哭 己 雖 可 ただし、 れ \mathcal{O} 父大功 小 以 後) 功、 嫁 が 許 子。 に 3 卒 既

服也 2 亦 絰 盡 礼記 帶 哀 也 免 奔喪 麻 於 于序 此 56-4a 言 麻 東 者、 奔 即 喪者自 位 明 袓 所 奔 **|齊衰以|** 喪雖 與 主 一人哭、 有輕 下 者、 入門 成 踊 不 左、 至 喪 中 注 所 庭 4a3 北 無 麻 面 改

(3))小斂 于 房 後 \mathcal{O} 注 服 13a7 を言う。 始 _ 死 儀 礼 將 士喪礼 齊 衰者 素 36-13a 冠 今至 「卒斂、 小 衆 又 主

> 將 注 初 2 喪服 \mathcal{O} 也 免 麻 衆 ŧ 主 小 人免者、 斂 後の 変 齊 服 衰 將 袓 以 免 代 冠

> > 照。

上

現代語訳]

な 記に、 ない 変じ 喪 喪 め 11 11 る 衰 に 定 次でまた深衣に着替える。 新 のことである。 あ だ 0 は るの の る Ō 行 め の 婦 正 0 る。 (新 (実 大功 て、 のであって、 \mathcal{O} 位に就い 門 を って位を定めて哭すると考えている。 ることを言ったものである。 のことである。 義に曰く、 (家に) 郎の 位 新 待 は、 外 を聞いた場合は、 小功にお Ó に即 (喪の) 婦 · Ď の (家に) 場合について質問して、 側 て、 小 次 経 戻り 功 て哭するのであるが \mathcal{O} 一文は、 (テント) . の 斉衰• そ は 新 位に就いて哭するのだ。 大功 いては子に冠し婦を娶ることができる」と言 到 帰 軽 婦 は れから哭するからで 番外側の) ぶらず、 い喪 大門に入って、 着 が 新 大功 る期 すでに Ĺ 新 郎 その婚礼を中 郎 であるの な で深衣に 側 そ 新郎 側 VI \mathcal{O} (斉衰) \mathcal{O} 喪の \mathcal{O} 段 \mathcal{O} 斉 (新 大門に入らずに、 服 親 階 衰・ で、 族 を 新 で、 郎 場 着替える。 (ただし) と これ 改 小 その嫁入り 婦ともに服を改め終えて Ď %合につ 大功 $\widehat{\sigma}$ かて 家に向 婚 功 止 新 (対応が) あ 喪 礼 は Ļ 郎 の場合につい \mathcal{O} る。 (経文の)「 を中 新郎の さてここで曾子 \mathcal{O} 喪に V (新郎の 皇 新郎 家に斉 かう) に て だ 止 侃 Ó 対す 経 は 拠 たから その 異 並せず、 家で 服を改 は、 文 るの なるのの 家に設 途上 <u>ි</u> 新 衰 皇 7 親迎 男 て質問 喪 婦 Þ 侃 (喪 記 と同 め とも 婚 \mathcal{O} 大 に 礼 は 女 は け \mathcal{O} 功 は が あ 記し) 礼 あ 明ら が終わ して ただだ斉 門 服 6 0 カコ \mathcal{O} れ た家 位を 内 を改 新 は 新 喪 れ 0 服 て 雑 郎 ま

霊恩 見なければ服を改めない」と言っている。 改 布 の)ことをしない 服を改め Ó 服 \mathcal{O} と言 深衣・ てい (『三礼義宗』) 、るが、 改 ないというの **!っている。** めるのだ」と言っている。 素冠を著けるというのは、 (『礼記』) のを言うのに対し、 は、 この は、 い経では 「奔喪で喪 奔喪礼 素冠を改めて免を著ける 喪 注では、 (に服する対 (に服する対象) (ここで) 喪 のことを聞けば即時に 喪 (このことについ その 象) (C 服する対 を見る前 吉 (小斂 を見 1服を改、 %後の なけ . て に服 いめて、 変服 れ 崔 ば を を

硫 往に 対する)】 十七七 葉表五行

功之喪、 可 按 \bigcirc 過禮運 説 婦已 以 ネ 正 取 從 義 妻也 然昏禮 揖 政 日 云 讓 門始改服 入門、 三年之喪與新有昏 上文云、 是昏禮 重 於冠 内 重於齊衰以下也。]喪則 女聞壻之父母喪、 故 故 云、 解記 廢、 不聞喪即 芸 外喪則行昏禮 者、 期不 大功之末 此謂在塗 改 使。 在塗即 服 者。 又王制 主聞齊 衰· 改服。 可 約 昏禮重於齊衰以下 以冠子。 上冠禮之文、 云、 大功、 今女聞壻齊 齊衰大功、 小功之末 廢昏 此熊氏 者 \equiv

書き下し文

年 て始 前 正 \mathcal{O} 喪と新 め 5 義に曰く、 服 礼は斉衰以 服を 派を改 たに昏有る者 改 包 上 む 文に云ふ、 下より重 故に、 今女、 は、 「喪を聞きて即ち 期、 l 壻 女 の とは、 壻 斉衰大功 使はず」と① \mathcal{O} 父母 按ずるに礼運に云ふ、「三 \hat{o} $\dot{\mathcal{O}}$ 服を改めざるは」と云 喪 喪 を聞 を聞 又た王制に云ふ !きて、 いがば、 門に入り 塗に在 ŋ

> を行 なり。 斉 婦 功 は冠より ふは、 の 衰大功、 已に揖譲して③門に入らば 此 末 れ塗に 重し、 以て妻を取るべし」と⑤ 上の冠礼の文④を約す。 三月 在りて斉衰大功 故に 政に従はず」 雑記に云ふ、 ك ② を 内 聞 「大功 喪は 此 か ば、 れ 是 則ち廃 熊 れ昏礼は斉衰以 \mathcal{O} 末 氏 昏礼を廃す \mathcal{O} 説なり。 Ļ 以 て子に冠すべ 外喪は則ち昏礼 うるを 下 j れども昏 n Š 重

L

與 『礼記』 、新有昏 者、 礼運 期不使。 21-20a「故 仕於公曰 臣, 仕 ||於家日 , , , 年 小 礼

1

- 2 礼記 一月不從 王制 政 13-21a「父母之喪、 三 一年不從 政。 齊 衰大功之
- 子曰、 4 が 及 3 (寢門揖入。 揖することは記されず、 『儀礼』士昏礼 礼記 内喪則 齊衰大功之喪、 曾子問 升自 廢 外喪則 西 18-9b 5-4b 階 I 如之何。 とあるのみで に 冠而 「曾子問日 は 譲 不醴、 婦婦 注 についても記載は 至。 : 946 徹 將冠子、 主人 壻」 饌 阿掃 冠者、 $\widehat{\parallel}$ は 揖するが、 冠者 壻) 即 賓及贊者。) 位而哭。」 ない。 至、 揖 婦 揖讓 以 婦婦 入。 孔 而

現 代語訳

⑤ 上 の

経文に対する疏の注①参

照

だ 郎 を 今ここでは、 \bigcirc から、 改めず)、 Ē の家に向かう) 義に曰く、 喪 を聞 (新 新 婦 上文では、 郎 きて即ち 途上ですぐに服を改める」と言っているのに は の 家 新郎 0 `服を改めざるは」 「新婦 0) 門に入ってはじめ 済衰・ は、 大功の喪を聞い 新 郎 \dot{o} と言っているのだ。 父母の て服を改めてい 喪 を聞 (ただちに けば、 対 Ļ (新 服

礼は斉衰以下より重し」 しない」と言っており、 家僕で) 三年 -の喪に服するものと新婚の とは、 三か月間政務に就かない」と言っているか さらにまた 思うに (『礼記』) (『礼記』) 者については、 王制では、 礼運 に 「(臣 年 斉 蕳 使役 下と

5 大功の喪に服する者は、 (新婦が新郎の家に向かう) 婚 (礼が斉衰以下より重いものであることがわかる。この 途上で斉衰・大功の喪を聞けば、 経文は 婚礼

家の)

門に入っ

(てこれらの喪を聞い)た場合は、

(同じ門内の)

【疏

もし新婦がすでに揖譲して(新郎の

を中止することを言っている。

だから 行うというのは、 内 末になれば、子に妻を娶らせることができる」と言われているのだ。 うことができる 「熊安生の説である。ではあるが婚礼は冠礼より重いものであって、 1喪であれば (『礼記』) (婚礼を) が、 上の冠礼に関するの文によるものであるが、これ 雑記では、 子に妻を娶らせることはできない)。 中止し、 「大功の末になれば、 (門外の) 外喪であればは婚礼を 子への冠礼を行 小功の

【経】(十六葉裏五行

曾子問日、 除喪則不復昏禮乎。

曾子問ひて曰く、 [書き下し文] 喪を除 いば則ち復た昏礼せざるか、

曾子が質問して言っ 行わない のですか た、 喪が あけ れば (中止になっ た 婚礼を改め

_現代語訳]

【注】(十六葉裏六行

復、 猶償也

[書き下し文]

復は、 猶ほ償のごとし。

[現代語訳] 復 は、 /埋め合わせ)

「償」(つぐない

というほどの

(注に対する)】(十七葉裏八行

除喪之後、 ○正義日、 豈不酬償、 復是反覆之義、 更爲昏禮乎。 故爲償也 曾子以初昏遭喪、 不得成

[書き下し文]

豈に酬償して、 も)へらく初め昏に喪に遭ひ、 ○正義に日く、 更に昏礼を為さざるか、 復は是れ反覆の 義 礼を成すを得ず。 故に償と為すなり。 ځ 喪を除きての 曾子以

[現代語訳

考 てから、 に喪に遭遇し、 て)「償」(埋め合わせる) ○正義に曰く、 えたのである。 その埋め 婚礼を完遂することができなかった場合、 復」 合わせとして、 には反復の意味がある、 と注釈したのだ。 改めて婚礼を行うのだろうか、 曾子は、 だから (改めて行 婚礼の当初 喪があけ

(十六葉裏六行

孔子曰、 祭過時不祭、 禮 也 又何反於初

[書き下し文]

反らん、と。孔子曰く、祭、時を過ぎて祭らざるは、礼なり①。又た何ぞ初めに

君子過 ①下文 19-5a にも 成 王 .禮。)」と見えている。 制 禮、 時 不祭、 過 時 弗 禮也 舉、 「曾子曰、 禮也。 注 5a8: 非弗 父母之喪、 言制禮以爲民中、 能 勿除 也 弗除可乎。 患其 過 於制 孔子 過 其時 也。 Ė 則 芣 故 先

[現代語訳]

どうして初めにもどして行ったりしようか 過ぎれば祭らないというのが、 孔子は言われた、 祖 |先を祀る四時 礼の規定だ。 <u>の</u> 祭礼におい 婚礼につ ても、 V . て その また 時 を

【注】(十六葉裏七行

里喩輕也。同牢及饋饗、相飲食之道

[書き下し文]

飲食するの道なり。 重きもて軽きを喩(あきらかに)するなり。同牢及び饋饗は、相

S

現代語訳

を行うもの 食を共にする) いものによって (で祭礼より 同牢及び 軽 いも ŧ のを明らかにしたの (舅 軽いの) 姑と新婦に (よる) だ。 饋饗は、 (新 郎 互い 新 婦 · 飲 が 食 飲

【疏】(十七葉表九行

禘 年 也。 ᆽ 及 \bigcirc 及禘祫祭、 也。 會 孔子曰、 三年之喪既額、 于平丘、 謂 祭重而 又僖公八年春 祭過 雖 冬公如 過時 昏輕、 時 不祭、 猶追而祭之、 當禘、 晉、 其練祥皆行、 重者過時尚廢、 禮也、 不得祫、 以正月 故禘祫志云、 又何反於初、 是追行前練祥祭也 會王人于洮、 至十四年、 輕者不復 乃追而 昭十一 過時不 可 故七月 知。 語給之、 熊氏 祭、 年齊歸薨、 而 禘。 云 謂 十五年乃 兀 一時常祭 十三

[書き下し文]

ふ ① 、 S 記に云ふ、 に王人に洮に会するを以 十五年に乃ち禘するなり⑤。 祭の若きは、 に反らん」 きて③、 (おも) \bigcirc て前きの練祥の祭を行ふなり」と⑦ 「孔子曰く、 軽き者復たせざること知るべし。 昭十一 給するを得ず、十四年に至りて、 へらく祭は重くして昏は軽し、 は、 「三年の喪既に顈して、 時 年に斉帰薨じ②、 を過ぐと雖も猶ほ追ひて之を祭る、 時 祭、 を過ぎて祭らざるは、 時 を過ぎて祭らざるは、 うて ⑥、 又た僖公八年春当に禘すべきに、 故に七月にして禘す⑦」 十三年に平丘に会し、 其の 熊氏云ふ、「喪祭及び 練 重き者時を過ぐれば 四時の常祭を謂ふな 祥皆な行ふ」 乃ち追ひて之を給し④ 礼なり。 故に禘祫 又た何ぞ初 と ځ 冬公晋に 是れ追 志に云 褯 尚 正月 祫 ほ 如 謂 \mathcal{O}

Œ に 引 1 後、 また『詩』 同 く『魯礼 ľ 率 禮、 と言うように、 茁 禘 年 **祫志**』参照。 商頌・ 而 年喪畢、 再般 祭、 玄鳥序 20.3-12b 而 鄭玄は、『周 三年 **給於大祖** 祫 -の喪を終えて祫祭を行 禘 (『礼記』 礼』春官 明年春、 「玄鳥祀 王 高宗 禘於羣 大宗伯 制注 也 12 - 18b2廟 注 疏 その 13b5

とは異 祭は 参照。 年に どで鄭玄が王 僖 であると考えており、 而 陳于大祖。 文公二年 年 疏 「禘 一年に禘 公を礼 引く 小 ・後となるが) 年 於祫」 禘 於羣廟」 春 『礼記』 「詩」 なる。 祭が行われる形になる。 に に取るならば、 禘 禘 13-6a「大祫者 と言うように、 未毀廟之主、皆升、 祭を行 周頌• 祫 大伝 と言 |者の祖先である感生帝を祀るものと解する禘 六 志 、年に給 両 34-1a ゎ 1.祭が繰り返されると考えてい 雝序箋 19.3-9al が に ħ ょ てい 上の大宗伯注でも 以 祭、 れ に 何。 父閔公の喪を終えた僖公二年に祫! ば、 後、 八 鄭玄は禘祭よりも祫祭の方が盛 る。 合祭也。 禮 八年に禘 二回 五. 給祭については、『 合食于大祖。 言うまでもなく、 年ごとに 不王不 目 一禘、 祭、 0 其合祭奈何。 祫 禘 + 祭 (とは 「袷於大祖」に 大祭也。 は と言われ、 年に祫 Ŧi. 最 年而 る。 初 V 春秋公羊伝 ここでの え、 大於四 0 毀廟之主、 再 よって、 禘 殷 玄 同 対 鳥 注 時 祭 な 禘 大 序 L

3 齊 (2) 記 ④ただし 杞 齊 候、 事は 佰 歸 『春 \neg 見えない 宋公、 秋左氏 小 秋左氏伝』 邾 '公羊伝」 『春 子于平 秋 伝 衞 侯、 23-17b 昭公十三年経 丘 昭 の 公十 経 鄭 および三伝には昭公十四 伯 3a 齊歸者 冬:: 曹 年 伯、 経 46-2a「秋、 公 45-17a 何 莒 如 晉 子、 昭 公之母也。 九 邾子、 至河乃 月已 公會劉子、 復。」 年に 滕子、 亥、 祫 葬 祭し 薛 晉 我 小 伯 侯 た 君

 \mathcal{O}

(5) 秋左氏伝』 叔弓卒、 去 昭 樂卒事。」 公十五年経 伝 47-6b 47-7b 二月 春、 7癸酉、 將禘 于 有 武 事 公 手武 戒 宮 百

> 斉 る て

> > 夫 官 樂卒 梓 也 事 慎 其 日 禮 在 也 涖 禘之日、 乎。 其 月 有咎乎。 癸 酉 禘 吾 見赤墨之 叔弓 涖 浸 非 籥 祭祥 而 也

を暫時 を変えたならば、 十哭以 額、 1a10「言今之喪既服額、 の祭を行うことができることを言う。 後 記 齊 秋左氏 前に前の 草 行 \mathcal{O} 侯、 喪に対して卒哭し · 名。 わ 雑記下 ず、 伝 無葛之鄉、 宋 喪 公、 後の 42-1a の 前の喪に対する「練」 僖 公八年 喪 衞 練」 侯、 の卒哭の後に改めて行うことになる。 「如三年之喪、 去麻則用額。」三年の 許男、 経 祥 て、 乃爲前三年 13-5a 麻から の 曹 期日が 「經八 伯 則既額、 葛 者、 陳 (=小祥) 年、 来た場合は、 (または額) 世 よって、 變除而練祥祭也 子 喪が重複した場 春 款 其 王 練 「祥」(= 正 盟 祥 後 月、 皆 于 その の 同。」 洮 喪 喪 祭 服

合、

注 7 王 6

現 代語訳

卒

 \bigcirc

うべ に反ら 先を祀る) いことが知ら のだ。 帰 は 重きに比して婚礼は軽 「孔子曰く、 き が亡くなり、 ん (それを行うべき) だから 時 とは、 を過ぎれば廃 兀 時 れるのだ。 の常祭について言うのだ。 『魯礼禘祫志』では、 祭、 ここで 十三年に 時 を過ぎて祭らざるは、 するので いのであって、 熊安生は、 「時を過ぎて祭らず」 時を過ぎたとしてもなお改 (給祭を行わなけ あ れば、 「喪祭や 「昭公十一年に 重 思うに 軽い いものでさえ(それを行 禘 礼なり。 ればなら と言われるの 祭・ もの (祖先へ 祫 を改めて行 昭 なか めてそ 又た何ぞ初 祭などに 公 0 \mathcal{O} は、 たので れを祭 母 祭祀 0 祖 8

から、 ている。また僖公八年の春に禘祭を行うべきであったのに、 **給祭をすることができず、** の)三年の喪がすでに(卒哭を終えて、喪服を麻から) に禘祭を行ったのだ」と言っている。 (僖公が) 王人と洮で会同し めるが、 '祭を行う」と言っているが、これは先の (三年の喪に対する) 「練 「祥」の祭を改めて行うということだ」と言っている。 (前年の春に行うべきであった) 禘祭を十五年にようやく行っ (先延ばしにしていた) 先の三年の喪に対する この歳は昭公が) 十四年に至って、 平丘に会同し、 (てそれを行えなかっ) また (『礼記』) 冬に昭公は晋に行って、 そこで改めて祫祭を行 たので、 雑記に、 練」 額に替えて 正月に 「祥」 七月

> きを喩す」と言うのだ。 廃すると知られることを明らかにしたのだ。 いものでさえ廃するということによって、 ・軽いも だから、 のは 重きもて軽 (なおさら)

重

部である。 記 本 研 究に JSPS科 研費17 K 0 2 2 0 6による成果の

付

疏 (注に対する)】(十七葉裏二行

正 眀 義日、 也。 據重者尚廢、 祭祀是奉事鬼神、 以明輕者廢可知也。 故爲重。 昏禮是生人燕飲、 故 去、 重喩輕也。 爲

[書き下し文]

故に、「重きもて軽きを喩 は是れ生人燕飲す、 \bigcirc 院廃するに拠りて、 正 義に曰く、 祭祀は是れ鬼神に奉事す、 以て軽き者廃すること知るべきを明らかにす。 故に軽しと為す。 (あきらかに) す」と云ふ 喩は、 明なり。 故に重しと為す。 重き者すら尚 昏 礼

[現代語訳]

正義に日く、 重い」とするのだ。婚礼においては生きた人々が飲食をするから 軽い」とするのだ。 祭祀は 喩 (祖先の) は、 「明」(あきらかにする) 鬼神につかえることであるから、 の意味